

大口町データ管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 大口町電子計算機処理に係るデータの保護について、的確な管理を図るため、大口町データ管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、データの集中性、検索並びに大量複製の安易性及びその他電子計算機の特性にかんがみて、データの取扱いに関する審議及び必要な連絡調整を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は総務部長をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は電算所管課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

4 委員は、次に定める者とする。

(1) 大口町事務分掌規則（平成21年大口町規則第1号）第2条に規定する課の長

(2) 大口町教育委員会事務局組織規則（平成21年教委規則第1号）第2条に規定する課の長

(3) 会計室長

(4) 監査委員事務局長

(5) 議会事務局長

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることがで

きる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部行政課において処理する。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成元年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年5月1日訓令第14号)

この訓令は、平成4年5月1日から施行し、改正後の大口町データ管理委員会設置要綱の規程は、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年3月31日訓令第21号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月26日訓令第22号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日訓令第13号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月30日訓令第13号)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日 大口町訓令第31号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日 大口町訓令第5号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。